

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて看護を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院では、医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し入院より7日以内に文書によりお渡しをしております。

また、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体拘束最小化の取り組みについては厚生労働大臣が定める基準を満たしております。医療安全対策に係る研修を受けた専任の看護師を医療安全管理者として配置しており、医療安全対策を実施しております。さらに、患者さまからの苦情・相談に応じる患者相談窓口を設置しております。

○ 当院における入院基本料の看護職員の勤務体制について

当院では、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関で関東信越厚生局長より次の承認を受けております。

- ・ 急性期一般入院基本料1（7対1入院基本料）
- ・ 回復期リハビリテーション病棟5（15対1入院基本料）

○ 看護職員の配置

当院では、急性期病棟は1日21人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しており、回復期リハビリテーション病棟は1日11人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時間帯	病棟	看護要員1人あたりの受持ち人数	
		看護職員	看護補助者
8時30分～16時30分	急性期病棟（4階）	4人以内	10人以内
	回復期リハビリテーション病棟（3階）	8人以内	—
16時30分～0時00分	急性期病棟（4階）	12人以内	48人以内
	回復期リハビリテーション病棟（3階）	26人以内	—
0時00分～8時30分	急性期病棟（4階）	12人以内	48人以内
	回復期リハビリテーション病棟（3階）	26人以内	—

当院は必要とする看護職員の70%以上が看護師という構成割合の基準を満たし24時間体制で看護を行っております。曜日により傾斜配置がございますので平均の配置人数です。

2025年1月1日



Den-en-chofu Central Hospital

田園調布中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて看護を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院では、医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し入院より7日以内に文書によりお渡しをしております。

また、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体拘束最小化の取り組みについては厚生労働大臣が定める基準を満たしております。医療安全対策に係る研修を受けた専任の看護師を医療安全管理者として配置しており、医療安全対策を実施しております。さらに、患者さまからの苦情・相談に応じる患者相談窓口を設置しております。

○ 当院における入院基本料の看護職員の勤務体制について

当院では、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関で関東信越厚生局長より次の承認を受けております。

- ・ 急性期一般入院基本料1（7対1入院基本料）

○ 看護職員の配置

当院では、急性期病棟は1日21人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時間帯	看護要員1人あたりの受け持ち人数	
	看護職員	看護補助者
8時30分～16時30分	4人以内	10人以内
16時30分～0時00分	12人以内	48人以内
0時00分～8時30分	12人以内	48人以内

当院は必要とする看護職員の70%以上が看護師という構成割合の基準を満たし24時間体制で看護を行っております。曜日により傾斜配置がございますので平均の配置人数です。

2025年1月1日



Den-en-chofu Central Hospital

田園調布中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて看護を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院では、医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し入院より7日以内に文書によりお渡しをしております。

また、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体拘束最小化の取り組みについては厚生労働大臣が定める基準を満たしております。医療安全対策に係る研修を受けた専任の看護師を医療安全管理者として配置しており、医療安全対策を実施しております。さらに、患者さまからの苦情・相談に応じる患者相談窓口を設置しております。

○ 当院における入院基本料の看護職員の勤務体制について

当院では、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関で関東信越厚生局長より次の承認を受けております。

- ・ 回復期リハビリテーション病棟5（15対1入院基本料）

○ 看護職員の配置

当院では、急性期病棟は1日11人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時間帯	看護要員1人あたりの受け持ち人数
	看護職員
8時30分～16時30分	8人以内
16時30分～0時00分	26人以内
0時00分～8時30分	26人以内

当院は必要とする看護職員の40%以上が看護師という構成割合の基準を満たし24時間体制で看護を行っております。曜日により傾斜配置がございますので平均の配置人数です。

2025年1月1日